

# 史跡萩往還三田尻御茶屋旧構内保存整備委員会設置要綱

平成22年9月9日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、史跡萩往還三田尻御茶屋旧構内保存整備委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は史跡萩往還三田尻御茶屋旧構内保存整備事業（以下「事業」という。）を円滑に実施するため、適切な助言指導を行うほか、提言を行うものとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 保存事業及び整備事業に関すること
- (2) その他事業遂行に必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、10人以内の委員をもって構成し、委員は市長が委任する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会において互選する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員でない者も出席させることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、防府市文化スポーツ観光交流部文化振興課内に置く。

附 則

本要綱は、平成22年9月9日から施行する。

附 則

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。